

<h1>高知県公報</h1>	発行 高知県 高知市丸ノ内 一丁目2番20号
	発行日 毎週2回 (火曜日・金曜日)

目次

告 示		ページ
○道路の区域変更	(道路課)	1
○道路の供用開始(2件)	(")	1
◎高知県立土佐西南大規模公園(大方地区・佐賀地区)の指定管理者の主たる事務所の所在地の変更の届出	(公園下水道課)	1
◎告示(指定金融機関等の名称、位置)の一部改正	(会計管理課)	1
公 告		
○特定非営利活動法人の設立認証の申請(県民生活・男女共同参画課)	(7・18揭示)	1
○土地改良区の役員の退任	(農業基盤課)	2
○土地改良区の清算人の退職	(")	2
高知県選挙管理委員会告示		
◎告示(その病院の長、老人ホームの長、身体障害者支援施設の長及び保護施設の長を不在者投票管理者とする施設の指定)の一部改正	(7・18揭示)	3

告 示

高知県告示第497号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成24年7月31日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年7月31日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 山川野市
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)

前	5.5)	645
香南市野市町東野字ソノ丸561番1から香南市野市町東野字ソノ丸892番1まで	10.9	
後	9.7)	645
	66.4	

高知県告示第498号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成24年7月31日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年7月31日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 前浜植野
- 3 道路の区域

供用開始区間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
香美市土佐山田町字長谷川丸2427番6から香美市土佐山田町楠目字大ツカ西720番3まで	429	平成24年8月1日
香美市土佐山田町楠目字岡ノ神母840番1から香美市土佐山田町楠目字大河内932番2まで	24	平成24年8月1日

高知県告示第499号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成24年7月31日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年7月31日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 石鎚公園
- 3 道路の区域

供用開始区間	延 長 (メートル)	供用開始年月日

吾川郡いの町長澤字フタマタ76番5から吾川郡いの町長澤字フタマタ71番11まで	43	平成24年7月31日
---	----	------------

高知県告示第500号

高知県立都市公園条例(平成17年高知県条例第7号)第29条第3項の規定により高知県立土佐西南大規模公園(大方地区・佐賀地区)の指定管理者から主たる事務所の所在地について変更の届出があったので、次のとおり告示する。

平成24年7月31日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 施設の名称
高知県立土佐西南大規模公園(大方地区・佐賀地区)
- 2 指定管理者の名称
特定非営利活動法人NPO砂浜美術館
- 3 変更前及び変更後の指定管理者の主たる事務所の所在地
(変更前) 幡多郡黒潮町上川口578番地10
(変更後) 幡多郡黒潮町浮鞭3573番地5
- 4 変更年月日
平成24年6月22日

高知県告示第501号

昭和39年4月高知県告示第110号(指定金融機関等の名称、位置)の一部を次のように改正し、平成24年8月1日から施行する。

平成24年7月31日

高知県知事 尾崎 正直

別表の1 指定金融機関の表中

「」 山田支店美良布出張所

」 山田支店大栃出張所」

を

「」 美良布代理店

」 大栃」

に改める。

公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、平成24年7月18日から2週間高知県文化生活部県民生活・男女共同参画課において縦覧に供する。

平成24年7月18日(揭示済)

高知県知事 尾崎 正直

申請の あった 年月日	申請に係る特定非営利活動法人			
	名称	代表者の 氏名	主たる 事務所の 所在地	定款に記載された目的
平成24 年7月 18日	特定非 営利活 動法人 土佐山 アカデ ミー	高橋 幹 博	高知市 土佐山 桑 尾 1856番 地1	この法人は、高知市の 水源である鏡川源流域 の土佐山地域を拠点 に、地域内外のあらゆる 資源（自然、人、文化、 歴史、技術等）を受け 継ぎ、育むプラットフォーム 事業を展開し、交流人口 の増加を図り、地域内外 へと還元させる持続可能 な地域モデルを構築する ことで、地域の振興、持 続可能な社会の実現に 寄与することを目的と する。

太田 米藏 " " " 丙2460-1
 太田 茂穂 " " " 丙1193
 高谷 八郎 " " " 丙 895
 奈良崎公一 " " " 丙1763
 西脇 政男 " " " 甲 721
 堀川 靖夫 " " " 丙1226-8
 松崎 能也 " " " 生見 143-2
 山川 慶貢 " " " 野根丙1623-1

~~~~~  
 土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、東洋町野根土地改良区から次のとおり退任した役員の届出があった。

平成24年7月31日

高知県知事 尾崎 正直

役名 氏名 住所  
 監事 林 平馬 安芸郡東洋町野根丙1739-2  
 " 森本 恭生 " " 河内丙 209-1

~~~~~  
 土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第16項の規定により、東洋町野根土地改良区から次のとおり退職した清算人の届出があった。

平成24年7月31日

高知県知事 尾崎 正直

氏名 住所
 百々 範昌 安芸郡東洋町野根丙2254
 前川 泰男 " " " 丙1301-1

選挙管理委員会告示

高知県選挙管理委員会告示第40号

平成18年12月高知県選挙管理委員会告示第102号（その病院の長、老人ホームの長、身体障害者支援施設の長及び保護施設の長を不在者投票管理者とする施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成24年7月18日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

2 老人ホームの表中

「

安芸広城市町村圏特別養護老人ホーム組合立愛光園	安芸郡奈半利町乙478番地1
-------------------------	----------------

」

を

「

安芸広城市町村圏特別養護老人ホーム組合立愛光園	安芸郡奈半利町乙478番地1
有料老人ホームなはり	安芸郡奈半利町乙4597番1

」

に改める。